動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令

動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
別表第二（第百六十三条関係） 毒薬　（略） 劇薬 一～十七　（略） 十八　d－クロプロステノール、その塩類及びそれらの製剤 十九～六十三　（略）	別表第二（第百六十三条関係） 毒薬　（略） 劇薬 一～十七　（略） 十八　d－クロプロステノール及びその製剤 十九～六十三　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第四号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条の四第一項の規定に基づき、動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年一月二十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令（平成二十五年農林水産省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後			
別表第１（第２条、第４条及び第５条関係）			
動物用医薬品	動物用医薬品使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間
（略）	（略）	（略）	（略）
クロプロステノール又はそのナトリウム塩を有効成分とする注射剤	牛	１日量として１頭当たりクロプロステノールとして0.5mg以下の量を筋肉内に注射すること。	（略）
	豚	１日量として１頭当たりクロプロステノールとして0.175mg以下の量を筋肉内に注射すること。	（略）

改正前			
別表第１（第２条、第４条及び第５条関係）			
動物用医薬品	動物用医薬品使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間
（略）	（略）	（略）	（略）
クロプロステノール又はそのナトリウム塩を有効成分とする注射剤	牛	１日量として１頭当たり0.5mg以下の量を筋肉内に注射すること。	（略）
	豚	１日量として１頭当たり0.175mg以下の量を筋肉内に注射すること。	（略）